



住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金のご案内

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用地球温暖化対策機器の設置に対し補助を行います。東浦町では、太陽光発電施設で設置した電気の自家消費を推進するため、今年度より家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に対する補助を始めます。新築に伴う設置だけでなく、既に住宅用太陽光発電施設を設置されている方もご利用下さい。

補助を希望される方は、**設置前に必ず補助金交付申請**を行ってください。

◆ 補助対象機種(未使用に限ります) ◆

1 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

家庭使う電気を節約するための管理システムです。

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

太陽光発電施設などにより発電した電力や料金の安い夜間電力を一時的に蓄え、他の時間帯で利用するためのシステムです。

3 家庭用燃料電池システム(愛称:エネファーム)

都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて電気をつくるシステムです。発電の際に発生する熱は、給湯に利用することができます。



◆ 補助対象者 ◆

1 自らが居住する町内の住宅に設置する方

(1/2以上居住部分がある店舗等との併用住宅を含む)

2 自らが居住するため建売住宅供給者等から町内の対象システム付き新築住宅を購入する方(対象機器を設置する前に居住者が仮契約等により明確な場合に限る)

3 東浦町税を滞納していない方

(町外の方で転入予定の方は、実績報告時に住民登録のある方)

4 令和2年3月15日までに工事が完了し、実績報告書が提出できる方



◆ 補助金額 ◆

- | | |
|--------------------|------|
| 1 家庭用エネルギー管理システム | 1万円 |
| 2 定置用リチウムイオン蓄電システム | 10万円 |
| 3 家庭用燃料電池システム | 8万円 |



★注意事項★

- ・過去に補助金を受けていない世帯で、各システム1世帯につき1台を限度で受付。
- ・申請前に要綱、取扱基準を必ずお読みください。(東浦町ホームページ内の申請書等のダウンロードと同じところにあります。)
- ・実績報告書は、工事完了日から起算して30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。定められた期間までに提出できない場合、補助金の交付決定が取り消されます。
- ・申請後、工事の内容に変更、中止、廃止が生じた場合は、速やかに環境課までご連絡ください。
- ・年度途中でも交付申請額の合計が予算の範囲を超えた場合は、補助を終了します。
- ・次年度以降の補助については、未定です。

★受付方法★

役場環境課で随時受付(先着順)

申請書等は、東浦町ホームページからダウンロードできます。

申請は必ず工事着手前に提出してください。



問合せ・申請先 東浦町環境課 0562-83-3111(内線282、285)